

平成19年8月

# 平成19年上半期の暴力団情勢

警察庁組織犯罪対策部  
暴力団対策課  
企画分析課

## 平成19年上半期の暴力団情勢目次

1	平成19年上半期における	
	暴力団の情勢と対策の主な特徴	1
2	主要暴力団の動向	3
(1)	山口組の動向	3
(2)	住吉会の動向	3
(3)	稲川会の動向	4
3	暴力団犯罪の検挙状況	5
(1)	全般的検挙状況	5
(2)	主要3団体に係る犯罪の検挙状況	9
(3)	組織的犯罪処罰法の適用状況	9
(4)	対立抗争事件の発生状況等	11
	ア 対立抗争事件の発生状況	11
	イ 銃器発砲事件の発生状況	12
	ウ けん銃押収丁数	12
(5)	資金獲得犯罪の検挙状況	13
	ア 伝統的資金獲得犯罪	13
	イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪	15
	ウ 企業対象暴力及び行政対象暴力	17
	エ 金融・不良債権関連事犯	18
	オ 詐欺	19
	カ 窃盗及び強盗	19
	キ 最近の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴	20

<b>4</b>	<b>暴力団対策法の施行状況等</b>	<b>2 1</b>
(1)	指定状況	2 1
(2)	行政命令の発出状況	2 3
	ア 中止命令	2 3
	イ 再発防止命令	2 4
	ウ 事務所使用制限命令	2 4
(3)	命令違反事件の検挙状況	2 5
<b>5</b>	<b>暴力団排除活動の現状</b>	<b>2 7</b>
(1)	行政対象暴力対策の推進	2 7
	ア 行政対象暴力対策の現状	2 7
	イ 行政対象暴力対策の一層の推進	2 7
(2)	民事訴訟支援等の推進	2 8
(3)	各種業からの暴力団排除	2 8
(4)	公共事業からの暴力団排除	2 9
(5)	公共施設等からの暴力団排除	2 9
(6)	生活保護からの暴力団排除	3 0
(7)	独立行政法人都市再生機構の 賃貸住宅からの暴力団排除	3 0
(8)	高速道路事業からの暴力団排除	3 0
(9)	証券取引からの暴力団排除	3 1
(10)	新たな分野における暴力団排除	3 1
	ア 企業が反社会的勢力による被害を 防止するための指針の策定	3 1
	イ 公営住宅における暴力団排除	3 1

平成19年1～6月の統計数値は、平成19年7月4日現在の集計数値であり、確定値ではない。

## 1 平成19年上半期における暴力団の情勢と対策の主な特徴

暴力団は、近年、組織実態を隠ぺいする動きを強めるとともに、活動形態においても、企業活動を装ったり、政治活動や社会運動を標ぼうするなど、更なる不透明化がみられる。そのため、実態解明の推進や、暴力団の外側の暴力団関係企業等が暴力団へ資金提供等する構図への対策が一層急務となっている。

一方で、警察による取締りや暴力団排除活動等の強力な推進により、資金源獲得活動が困難となった組織においては、強盗、恐喝等直接的な暴力を行使する犯罪行為を行う動きが見受けられる。

本年上半期における特徴は、以下のとおりである。

### 暴力団構成員による銃器発砲事件の続発

#### ・・・2年ぶりの対立抗争と一般市民を巻き込んだ殺人事件等の重要凶悪事件

近年、組長に対する使用者責任の追及等の対策により、対立抗争は沈静化していたものの、2月に東京都内、3月に宮城県内において、山口組傘下組織と住吉会傘下組織との間で対立抗争が発生し、いずれもけん銃が使用された。また、4月には、山口組傘下組織幹部による長崎市長に対するけん銃使用殺人事件、東京都町田市等における極東会傘下組織組員によるけん銃使用殺人事件及び公営住宅における立て籠もり事件が相次いで発生し、暴力団のけん銃に対する国民の不安が高まった。

そこで、このような銃器発砲事件の続発を踏まえ、警察庁としては、暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（旧「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」）における資金源対策を引き続き推進するとともに、都道府県警察に対して、組織犯罪対策部長名の緊急通達を発出し、銃器取締りの徹底、暴力団に対する取締りの強化、暴力団排除活動等の推進を指示したほか、以下のような対策を推進している。

### 銃器・暴力団犯罪の取締り・対策の推進

平成19年7月3日に開催された犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議において、現場における取締り等の連携強化等を図るため、取締り関係省庁等から成るチームを結成することとされ、翌4日、銃器・暴力団犯罪取締り・対策チーム（銃器暴力団法執行チーム）第1回会合が開催された。

今後、同チームにおいて、銃器・暴力団犯罪の取締り・対策を進めるための各種施策が検討される。

### 行政対象暴力対策の推進

緊急通達が発出された4月20日以降、5月末までの間に、全国の地方自治体においては、緊急行政対象暴力対策会議を327回実施し、このような動きを受け、全国市長会では、6月6日、「あらゆる暴力行為の根絶に関する緊急決議」を採択した。

また、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応を規定するいわゆるコンプライアンス条例・要綱等の制定が進められ、5月末現在で、全国の地方公共団体の97.5%において制定されるなど（平成18年12月末現在では95.6%）、行政対象暴力対策が一層推進された。

さらに、警察庁では、7月11日に、行政対象暴力対策に関する関係省庁等連絡会議を開催し、不当要求への組織的な対応の強化を図った。

### **公営住宅における暴力団排除の推進**

東京都町田市における公営住宅での立て籠もり事件を契機に、公営住宅を暴力団が住居や事務所等を使用することで、市民が暴力団の脅威にさらされることを防ぐとともに、暴力団からの公営住宅の入居要求に毅然と対応するため、警察庁と国土交通省が協議した結果、公営住宅からの暴力団排除の基本方針等を示す通知「公営住宅における暴力団排除について」が発出され、これまで以上に各都道府県警察と各事業主体との連携を強化して、公営住宅における暴力団排除を推進していくこととされた。

## 2 主要暴力団の動向

### (1) 山口組の動向

六代目組長の収監から約1年半が経過した山口組は、組織のナンバー2を中心に組織運営されている状況にあり、対内的には現体制への求心力の醸成強化を図る一方、対外的には他団体に対する勢力の誇示をあからさまに行った。

六代目組長の収監により懸念された組織内の主導権争いについては、今のところ表面化していないものの、いまだ予断を許さない状況にある。

なお、6月15日、山口組は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、兵庫県公安委員会により指定暴力団として第6回目の指定がなされた（指定の効力は、6月23日から3年間）。

平成19年上半期の主要な動向は、次のとおりである。

#### ア 新年会の開催

1月、六代目山口組総本部において、六代目組長の誕生祝いを兼ねた新年会を開催し、いわゆる「親戚団体」である指定暴力団五代目会津小鉄会等全国8つの指定暴力団等のトップらの参加を得るなど、全国に山口組の勢力を誇示した。

#### イ 住吉会との対立抗争事件の発生

2月、東京都内において、住吉会傘下組織幹部が射殺されたことを発端に、住吉会傘下組織幹部による山口組傘下組織の元事務所に対するけん銃発砲を伴う報復事件が発生するなどの対立抗争事件に発展した。

3月、宮城県内において、みかじめ料をめぐるトラブルを発端に、山口組傘下組織組員に対する刃物使用殺人未遂事件や住吉会傘下組織組員に対するけん銃使用殺人未遂事件が発生するなどの対立抗争事件に発展した。

### (2) 住吉会の動向

平成17年9月、東京都内に本部事務所を置く國粹会が山口組に吸収され、その傘下組織となったことにより、東京都内での山口組傘下組織の活動が活発化している状況がうかがえる。住吉会については、全国的にも山口組に次ぐ勢力を有し、特に関東近県を中心に強固な地盤を持つことから山口組との間で利権を巡るトラブルも予想されたため、その動向が注目されていた。

このような状況下、前述のとおり、2月には、東京都内において、3月には、宮城県内において、いずれも山口組との間で対立抗争事件が発生している。

なお、6月15日、住吉会は、暴力団対策法に基づき、東京都公安委員会により指定暴力団として第6回目の指定がなされた（指定の効力は、6月23日から3年間）。

### (3) 稲川会の動向

稲川会は、四代目会長の就任から約1年が経過したが、会長決定の過程で派閥間の対立が表面化したことを受け、二次組織総長の交代を行うなど、組織の体制固めを図った。

また、5月には、催事施設を主要幹部らの活動地域である神奈川県内に建設し、以降、同所において三代目会長の三回忌法要や定例幹部会を行っている。

なお、6月15日、稲川会は、暴力団対策法に基づき、東京都公安委員会により指定暴力団として第6回目の指定がなされた（指定の効力は、6月23日から3年間）。

### 3 暴力団犯罪の検挙状況

#### (1) 全般的検挙状況

平成19年上半期における暴力団構成員等の検挙人員は13,061人で、前年同期に比べ1,330人減少している。このうち構成員の検挙人員は3,853人で、前年同期に比べ405人減少し、準構成員の検挙人員は9,208人で、前年同期に比べ925人減少している（**図表2 - 1、2**）。

暴力団構成員等の検挙人員を刑法犯、特別法犯別にみると、刑法犯は8,008人、特別法犯は5,053人で、前年同期に比べ、刑法犯は808人、特別法犯は522人それぞれ減少している（**図表2 - 1**）。

また、暴力団構成員等の検挙人員を罪種別にみると、覚せい剤取締法違反が3,021人（構成比23.1%）と最も多く、次いで傷害が1,772人（同13.6%）、窃盗が1,484人（同11.4%）、恐喝が1,045人（同8.0%）、詐欺が766人（同5.9%）の順になっている（**図表2 - 1**）。

さらに、暴力団構成員等の検挙件数は26,969件で、前年同期に比べ186件減少している（**図表2 - 3**）。



図表2 - 1 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の比較

罪種名	年次	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	前年比		
						(1~6月)			
刑	殺人	313	310	258	183	87	94	7	
	強盗	755	727	696	593	321	272	-49	
	放火	61	61	42	40	13	11	-2	
	強姦	132	137	114	103	40	34	-6	
	凶器準備集合	136	92	39	31	3	12	9	
	暴行	1,273	1,233	1,297	1,376	686	592	-94	
	傷害	4,651	4,319	3,972	3,881	1,952	1,772	-180	
	脅迫	551	487	543	612	320	273	-47	
	恐喝	3,092	2,808	2,619	2,523	1,235	1,045	-190	
	窃盗	3,396	3,265	3,198	3,139	1,559	1,484	-75	
	詐欺	1,701	1,821	1,712	1,785	872	766	-106	
	横領	101	108	86	97	46	41	-5	
	文書偽造	357	323	243	309	136	132	-4	
	法	賭博	780	837	845	685	276	274	-2
わいせつ物頒布等		80	128	202	197	128	91	-37	
公務執行妨害		543	569	525	488	221	242	21	
うち競売等妨害		83	98	57	22	11	37	26	
犯人蔵匿		82	69	61	84	51	28	-23	
証人威迫		13	3	16	8	3	2	-1	
逮捕監禁		444	414	336	299	113	140	27	
信用毀損・威力業務妨害		82	102	88	63	32	61	29	
器物損壊		618	637	642	631	319	282	-37	
暴力行爲		73	126	71	82	51	23	-28	
その他刑法犯		1,031	896	1,024	807	352	337	-15	
刑法犯合計		20,265	19,472	18,629	18,016	8,816	8,008	-808	
特別法		出入国管理・難民認定	27	42	85	63	37	45	8
		軽犯罪法	291	293	238	288	159	154	-5
	めいてい者規制法	3	7	6	2	0	6	6	
	迷惑防止条例	237	215	342	244	130	114	-16	
	暴力団対策法	17	21	14	5	2	5	3	
	自転車競技法	99	81	93	66	28	27	-1	
	競馬法	100	186	59	48	8	38	30	
	モーターボート競走法	41	55	41	47	18	15	-3	
	小型自動車競走法	0	0	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	263	435	412	503	280	298	18	
	青少年保護育成条例	99	99	117	106	48	58	10	
	売春防止法	260	267	273	182	100	58	-42	
	児童福祉法	133	204	107	122	60	48	-12	
	出資法	258	160	90	93	37	49	12	
	貸金業規制法	130	129	72	96	30	62	32	
	宅地建物取引業法	1	8	4	3	3	0	-3	
	建設業法	18	34	38	33	17	10	-7	
	銃刀法	602	597	440	566	294	195	-99	
	火薬類取締法	3	4	6	1	0	3	3	
	麻薬等取締法	84	170	173	141	65	72	7	
	あへん法	0	0	0	0	0	1	1	
	大麻取締法	515	530	602	736	381	324	-57	
	覚せい剤取締法	6,016	5,412	6,810	6,043	3,432	3,021	-411	
	毒劇物法	242	211	185	189	87	82	-5	
廃棄物処理法	260	181	199	225	100	90	-10		
労働基準法	5	4	5	9	4	7	3		
職業安定法	28	57	28	26	10	5	-5		
健康保険法	0	2	0	4	3	0	-3		
労働者派遣事業法	4	6	12	19	15	4	-11		
旅券法	9	3	5	4	2	5	3		
麻薬等特例法	35	19	44	34	9	18	9		
その他の特別法犯	505	421	497	503	216	239	23		
特別法犯合計	10,285	9,853	10,997	10,401	5,575	5,053	-522		
総計	30,550	29,325	29,626	28,417	14,391	13,061	-1,330		

図表2-2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の比較

罪種名	年次	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	前年比		
					(1~6月)	(1~6月)			
刑	殺人	169	156	108	77	45	43	-2	
	強盗	182	189	177	163	90	81	-9	
	放火	23	16	12	12	5	2	-3	
	強姦	40	33	24	23	6	7	1	
	凶器準備集合	34	16	26	15	3	9	6	
	暴行	499	446	446	476	236	187	-49	
	傷害	1,742	1,539	1,436	1,450	745	672	-73	
	脅迫	269	236	275	322	166	148	-18	
	恐喝	1,462	1,358	1,232	1,197	598	496	-102	
	窃盗	837	739	658	634	329	314	-15	
法	詐欺	469	483	485	540	260	248	-12	
	横領	30	31	24	26	14	10	-4	
	文書偽造	126	111	100	111	45	36	-9	
	賭博	72	90	97	66	30	52	22	
	わいせつ物頒布等	9	8	15	8	6	9	3	
	公務執行妨害	149	180	135	137	53	60	7	
	うち競売等妨害	31	36	25	5	1	4	3	
	犯人蔵匿	43	33	27	46	27	10	-17	
	証人威迫	8	3	10	5	2	2	0	
	逮捕監禁	210	182	165	115	39	75	36	
犯	信用毀損・威力業務妨害	47	36	27	29	13	24	11	
	器物損壊	250	198	209	230	111	91	-20	
	暴力行為	43	75	31	52	32	8	-24	
	その他刑法犯	377	303	324	253	111	109	-2	
	刑法犯合計	7,090	6,461	6,043	5,987	2,966	2,693	-273	
	特	出入国管理・難民認定	4	5	11	4	3	1	-2
		軽犯罪法	133	142	127	138	63	67	4
		めいてい者規制法	2	2	2	1	0	4	4
		迷惑防止条例	138	80	81	71	38	44	6
		暴力団対策法	15	21	13	4	2	5	3
自転車競技法		32	34	48	23	13	15	2	
競馬法		20	36	9	2	0	10	10	
モーターボート競走法		13	22	9	16	7	5	-2	
小型自動車競走法		0	0	0	0	0	0	0	
風営適正化法		30	24	46	36	17	21	4	
別	青少年保護育成条例	43	30	26	36	14	18	4	
	売春防止法	24	27	37	19	12	6	-6	
	児童福祉法	45	71	23	35	17	9	-8	
	出資法	77	46	35	29	8	9	1	
	貸金業規制法	63	53	29	39	9	21	12	
	宅地建物取引業法	0	1	1	0	0	0	0	
	建設業法	3	4	8	6	2	1	-1	
	銃刀法	276	249	164	217	120	71	-49	
	火薬類取締法	1	1	3	1	0	2	2	
	麻薬等取締法	23	38	35	17	7	16	9	
法	あへん法	0	0	0	0	0	0	0	
	大麻取締法	66	76	67	97	45	32	-13	
	覚せい剤取締法	1,786	1,514	1,688	1,445	819	691	-128	
	毒劇物法	53	34	38	23	7	8	1	
	廃棄物処理法	52	54	31	74	34	22	-12	
	労働基準法	0	1	2	4	1	3	2	
	職業安定法	10	24	14	9	4	0	-4	
	健康保険法	0	1	0	1	0	0	0	
	労働者派遣事業法	3	4	8	5	2	3	1	
	旅券法	4	2	1	3	1	4	3	
犯	麻薬等特例法	19	9	21	12	4	5	1	
	その他の特別法犯	85	114	105	117	43	67	24	
	特別法犯合計	3,020	2,719	2,682	2,484	1,292	1,160	-132	
総	10,110	9,180	8,725	8,471	4,258	3,853	-405		

図表2 - 3 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙件数の比較

年次	罪種名	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	前年比		
					(1~6月)	(1~6月)			
刑	殺人	184	173	146	126	64	63	-1	
	強盗	483	413	413	440	241	189	-52	
	放火	51	38	34	52	19	31	12	
	強姦	127	99	110	108	44	44	0	
	凶器準備集合	6	11	6	3	1	4	3	
	暴行	1,050	1,074	1,166	1,313	640	638	-2	
	傷害	3,466	3,208	3,125	3,308	1,694	1,519	-175	
	脅迫	477	423	468	551	289	237	-52	
	恐喝	2,313	1,999	1,921	1,968	968	772	-196	
	窃盗	23,444	23,640	25,930	27,023	11,323	13,281	1,958	
	詐欺	3,643	3,148	3,362	3,537	1,839	1,492	-347	
	横領	126	105	99	102	55	51	-4	
	文書偽造	906	698	457	602	309	238	-71	
	法	賭博	133	136	138	127	57	58	1
わいせつ物頒布等		59	102	135	144	92	66	-26	
公務執行妨害		547	556	536	606	292	263	-29	
うち競売等妨害		34	40	22	10	3	11	8	
犯人蔵匿		58	57	45	68	40	23	-17	
証人蔵匿		7	3	11	9	4	3	-1	
逮捕監禁		204	205	181	168	79	72	-7	
信用毀損・威力業務妨害		62	52	53	51	26	30	4	
器物損壊		771	876	966	965	474	405	-69	
暴力行為		36	70	49	43	27	17	-10	
その他刑法犯		1,422	1,858	1,726	1,429	691	639	-52	
刑法犯合計		39,575	38,944	41,077	42,743	19,268	20,135	867	
特別法		出入国管理・難民認定	62	49	93	93	45	59	14
		軽犯罪法	295	287	245	338	183	162	-21
	めいてい者規制法	3	9	6	3	1	6	5	
	迷惑防止条例	200	190	310	239	130	102	-28	
	暴力団対策法	14	18	17	8	4	4	0	
	自転車競技	41	41	42	35	11	15	4	
	競馬	26	26	13	34	3	13	10	
	モーターボート競走法	14	19	13	12	5	6	1	
	小型自動車競走法	0	1	0	0	0	0	0	
	風営適正化法	209	274	282	393	201	217	16	
	青少年保護育成条例	158	131	128	150	72	73	1	
	売春防止法	594	604	945	352	216	147	-69	
	児童福祉法	121	173	125	159	69	46	-23	
	出資法	238	155	98	116	42	64	22	
	貸金業規制法	186	131	89	100	38	77	39	
	宅地建物取引業法	3	3	2	2	1	0	-1	
	建設業法	9	17	21	23	12	5	-7	
	銃刀法	856	783	653	745	377	283	-94	
	火薬類取締法	23	26	19	15	10	10	0	
	麻薬等取締法	209	377	435	393	167	190	23	
	あへん法	5	0	3	2	2	1	-1	
	大麻取締法	801	855	946	1,196	601	539	-62	
	覚せい剤取締法	8,169	7,341	9,539	9,192	5,154	4,251	-903	
	毒劇物法	253	209	192	239	117	94	-23	
	廃棄物処理法	239	134	142	208	107	97	-10	
	労働基準法	8	3	7	9	4	6	2	
	職業安定法	37	36	20	37	19	3	-16	
	健康保険法	1	2	0	2	1	0	-1	
	労働者派遣事業法	8	5	9	6	3	3	0	
	旅券法	14	5	5	5	3	7	4	
	麻薬等特例法	38	31	50	54	12	25	13	
	その他の特別法犯	467	426	682	654	277	329	52	
特別法犯合計	13,301	12,361	15,131	14,814	7,887	6,834	-1,053		
総計	52,876	51,305	56,208	57,557	27,155	26,969	-186		

## (2) 主要3団体に係る犯罪の検挙状況

平成19年上半期における主要3団体の暴力団構成員等の検挙人員は10,760人、うち暴力団構成員の検挙人員は3,134人で、それぞれ総検挙人員の約8割を占めている(図表2-4、5)。

図表2-4 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次										
	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19 (1月~6月)	
暴力団構成員等の検挙人員(人)	32,985	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	14,391	13,061
うち山口組	15,903	16,515	15,394	15,354	15,958	16,272	15,421	15,675	15,139	7,416	6,956
うち住吉会	4,131	4,216	4,106	4,570	4,211	4,441	4,557	4,464	4,233	2,290	1,799
うち稲川会	4,601	4,306	4,296	3,888	3,972	3,935	3,823	3,978	4,022	2,100	2,005
3団体合計	24,635	25,037	23,796	23,812	24,141	24,648	23,801	24,117	23,394	11,806	10,760
全体に占める割合(%)	(74.7)	(77.0)	(76.6)	(77.0)	(78.3)	(80.7)	(81.2)	(81.4)	(82.3)	(82.0)	(82.4)

図表2-5 山口組、住吉会及び稲川会の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次										
	平10	平11	平12	平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19 (1月~6月)	
暴力団構成員の検挙人員(人)	10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725	8,471	4,258	3,853
うち山口組	4,913	4,946	4,914	4,856	5,016	5,371	4,720	4,459	4,429	2,212	1,952
うち住吉会	1,503	1,524	1,464	1,378	1,401	1,425	1,310	1,228	1,214	665	545
うち稲川会	1,504	1,616	1,409	1,227	1,336	1,209	1,272	1,297	1,268	620	637
3団体合計	7,920	8,086	7,787	7,461	7,753	8,005	7,302	6,984	6,911	3,497	3,134
全体に占める割合(%)	(74.6)	(76.4)	(76.4)	(75.4)	(78.3)	(79.2)	(79.5)	(80.0)	(81.6)	(82.1)	(81.3)

## (3) 組織的犯罪処罰法の適用状況

平成19年上半期における暴力団構成員等に係る組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪処罰法」という。)の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反を7件検挙するとともに、犯罪収益等隠匿事件(第10条)を18件、犯罪収益等收受事件(第11条)を10件検挙している。平成12年の法施行以降、適用件数は増加傾向にあり、特に、上半期は、マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等隠匿事件(第10条)の検挙の増加が顕著である(図表2-6)。

組織的な犯罪の加重処罰規定(第3条)を適用した事件については、暴力団が資金を獲得するために組織的に敢行した事例(同条第1項適用)として、

山口組傘下組織幹部(50)らが、詐欺商法により利益を得ることを共同目的とする関係企業を用いて、顧客が購入した絵画をホテル等にレンタルして利益が得られる旨誤信させた上、顧客に信販会社との間で絵画購入代金の立替払契約を締結させ、現金を詐取した事例(警視庁、1月検挙)

山口組傘下組織組員(58)らが、ネットカフェにおけるインターネットカジノを利用して、組織的な常習賭博を行った事例(兵庫、2月検挙)

などがあり、また、暴力団が不正権益を獲得又は維持することを目的として敢行した事例（同条第2項適用）として、

稲川会傘下組織幹部（34）が、縄張り内でのみかじめ料名下の不正権益を維持する目的で、飲食店店長から金員を喝取しようとした事例（千葉、1月検挙）

山口組傘下組織組長（57）らが、代行運転業者からみかじめ料名下の不正権益を得させる目的で、同代行運転業者所有の軽四輪乗用自動車のフロントドアガラス等を金属バットで叩くなどして損壊した事例（宮崎、3月検挙）

などがあった。

マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等隠匿事件（第10条）においては、

山口組傘下組織組長（47）らが、無登録で高金利の貸金業を営む際に、その利息又は元金を第三者名義の金融機関口座に振り込ませて、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（愛知、2月起訴）

山口組傘下組織組員（53）らが、住宅ローン名下の詐欺により詐取した金員で分譲マンションを購入した際、他人名義で所有権移転登記を行い、犯罪収益等の取得につき事実を偽装した事例（警視庁・埼玉、2月検挙）

など、相変わらず暴力団構成員等が他人名義の銀行口座を使うなどして犯罪収益の取得について事実を偽装している事例が多かった。

マネー・ローンダリング犯罪である犯罪収益等收受事件（第11条）においては、

稲川会傘下組織幹部（34）らが、風俗店経営者から、違法営業で得た現金を、その情を知りながら、用心棒代名下に徴収し、もって犯罪収益を收受した事例（神奈川、2月検挙）

住吉会傘下組織組長（52）らが、風俗店経営者から、違法営業で得た現金を、その情を知りながら、みかじめ料名下に徴収し、もって犯罪収益を收受した事例（埼玉、5月検挙）

などのように、違法な風俗の経営者のように、客とのトラブルが発生した場合でも警察に通報せず、暴力団を利用するといった「持ちつ持たれつ」の関係にある者から犯罪収益を收受した事例が引き続き多く、前提となる犯罪の実行に暴力団の直接の関与がなくとも、暴力団が用心棒代名下等での資金獲得を図っている実態がみられた。

図表 2 - 6 暴力団構成員等に対する組織的犯罪処罰法の適用状況（件数）

区分	年次								H19	
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	(1~6月)	(1~6月)	
組織的な犯罪の加重処罰規定(3条)	6	9	10	13	18	26	16	11	7	
組織的な犯罪に係る犯人隠避(7条)	0	1	0	1	0	0	1	0	0	
犯罪収益等隠匿(10条)	1	5	9	25	29	21	18	8	18	
犯罪収益等收受(11条)	0	2	7	10	11	27	35	17	10	
起訴前の没収保全命令(23条)	1	1	4	3	5	0	3	1	3	

(4) 対立抗争事件の発生状況等

ア 対立抗争事件の発生状況

平成19年上半期における対立抗争事件の発生は、2回である（図表2 - 7）。

住吉会傘下組織幹部が射殺されたことを発端に、住吉会傘下組織幹部による山口組傘下組織の元事務所に対するけん銃発砲を伴う報復事件が発生するなどの対立抗争事件に発展した事例（警視庁、2月発生）

住吉会傘下組織と山口組傘下組織との間のみかじめ料をめぐるをトラブルを発端に、山口組傘下組織組員に対する刃物使用殺人未遂事件や住吉会傘下組織組員に対するけん銃使用殺人未遂事件が発生するなどの対立抗争事件に発展した事例（宮城、3月発生）

このように、けん銃等殺傷力の大きい凶器を使用した不法事案が発生しており、暴力団が対立抗争に備え常に武器を調達している状況がうかがわれる。

しかしながら、いずれの対立抗争も、発生後短期間で落ち着き、近年は、対立抗争は沈静化している。その原因としては、

- ・ 暴力団対策法の規定に基づく事務所使用制限命令の発出
- ・ 平成7年に発生した対立抗争に絡み警察官が誤って射殺された事件に関して、山口組組長の使用者責任を認め、遺族による損害賠償請求を容認した最高裁判所判決にみられるような、被害者等による民事責任の追及
- ・ 指定暴力団の代表者等が対立抗争に伴う不法行為について無過失損害賠償責任を負うこととするための平成16年の暴力団対策法の改正

などの取組の効果とみられる。

図表2 - 7 対立抗争事件の発生状況の推移

区分	年次										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18 (1~6月)	H19 (1~6月)	
発生事件数(件)	11	11	5	5	7	7	6	6	0	0	2
うち山口組関与事件数	9	6	4	1	5	5	5	6	0	0	2
発生回数(回)	48	46	18	81	28	44	31	18	0	0	10
うち銃器使用回数	39	42	16	71	21	32	19	11	0	0	6
銃器使用率(%)	81.3	91.3	88.9	87.7	75.0	72.7	61.3	61.1	-	-	60.0
死者数(人)	4	3	1	4	2	7	4	2	0	0	1
うち暴力団構成員等以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数(人)	20	12	9	15	14	15	12	4	0	0	7
うち暴力団構成員等以外	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0

注：対立抗争事件においては、特定の団体間の特定の原因による一連の対立抗争の発生から終結までを「発生事件数」1事件とし、これに起因するとみられる不法行為の合計を「発生回数」としている。

## イ 銃器発砲事件の発生状況

平成19年上半期における暴力団等によるとみられる銃器発砲事件は21件で、前年同期に比べ3件減少し、昭和51年以降で最少となった昨年よりも、下回っている。これらの銃器発砲事件により4人が死亡、4人が負傷しており、前年同期に比べ、死亡者が2人増加、負傷者が2人減少した（図表2 - 8）。

近年、銃器発砲事件の発生件数及び死傷者数が激減した背景としては、前述した対立抗争事件の沈静化傾向と同様の要因が考えられる。

しかしながら、平成19年上半期には、前述の対立抗争におけるけん銃使用殺人事件のほか、

山口組傘下組織幹部(59)が、かねて自らの要求に対する長崎市の対応に不満を募らせるなどしていたところ、現職の長崎市長が市長選挙に立候補する意思を明らかにするや、これを機に殺害しようとして、歩道上において、同市長に対してけん銃を発射し、殺害した事例（長崎、4月検挙）

極東会傘下組織組員(36)が、コンビニエンスストア敷地内において、同じ組織の組員を射殺し、更に自室に立て籠もり、警察官に対して発砲するなどした事例（警視庁・神奈川、4月検挙）

などのように、公衆の面前や住宅街といった市民の身近な場所でけん銃使用事件が発生しており、暴力団が所持するけん銃は、市民に対して一層の脅威となった。

図表2 - 8 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区分	年次										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18 (1~6月)	H19 (1~6月)	
発 砲 事 件 数 ( 件 )	134	133	92	178	112	104	85	51	36	24	21
うち対立抗争によるもの	39	42	16	71	21	32	19	11	0	0	6
死 者 数 ( 人 )	13	22	17	24	18	28	15	7	2	2	4
負 傷 者 数 ( 人 )	28	20	24	20	20	27	12	6	8	6	4

注：「暴力団等によるとみられる銃器発砲事件」とは、暴力団構成員及び準構成員による銃器発砲事件及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件をいう。

## ウ けん銃押収丁数

平成19年上半期における暴力団構成員等からのけん銃押収数は75丁で、前年同期に比べ54丁減少している（図表2 - 9）。

減少の要因としては、対立抗争事件等けん銃使用事件の発生の減少が考えられるが、けん銃等の銃器は、暴力団にとって組織の力を象徴する最も強力な武器であることから、依然、大量のけん銃等を組織的に調達、管理した上、暴力団構成員以外の者に預けるなど、巧妙に隠匿しているものと思われる。

平成19年上半期においては、

電気窃盗事件に関し、山口組傘下組織幹部(57)の居宅内を捜索した結果、けん銃2丁、実包21個を発見、押収した事例（大阪、1月押収）

道仁会傘下組織幹部(40)の自宅を捜索した結果、隠匿所持されていたけん銃4丁、実包59個を発見し、押収した事例（福岡、4月押収）

などのように、暴力団構成員が自宅に隠匿している事例もあるが、

山口組傘下組織組員(48)が、知人の自動車販売整備業者と共謀して、その会社敷地内に駐車した軽乗用自動車内に隠匿所持していたけん銃1丁、実包8個を発見、押収した事例（栃木、5月押収）

のように、暴力団構成員以外の者がけん銃を保管していた事例もあった。

図表2 - 9 暴力団構成員等からのけん銃押収丁数の推移

区分	年次										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		H19
									(1~6月)	(1~6月)	
押収けん銃総数(丁)	576	580	564	591	327	334	309	243	204	129	75
真正銃(丁)	494	491	525	565	301	308	276	216	187	112	71
	85.8%	84.7%	93.1%	95.6%	92.0%	92.2%	89.3%	88.9%	91.7%	86.8%	94.7%
改造銃(丁)	82	89	39	26	26	26	33	27	17	17	4
	14.2%	15.3%	6.9%	4.4%	8.0%	7.8%	10.7%	11.1%	8.3%	13.2%	5.3%

注：各下段は、押収けん銃総数に占める割合である。

## (5) 資金獲得犯罪の検挙状況

### ア 伝統的資金獲得犯罪

暴力団の伝統的資金獲得犯罪としては、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（ノミ行為等）が挙げられる。平成19年上半期におけるこれらの犯罪に係る暴力団構成員等の検挙人員は4,420人で、総検挙人員の33.8%を占めており、そのうち構成員の検挙人員は1,269人で、構成員の検挙人員全体の32.9%を占めている（図表2 - 10、11）。これらの暴力団構成員等の総検挙人員に占める伝統的資金獲得犯罪の検挙人員の割合は、近年、減少傾向にあるものの、現在でも総検挙人員の約3割強を占めており、依然として暴力団の有力な資金源となっていると考えられる。

また、伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等以外も含めた全体の検挙人員における暴力団構成員等の占める割合は、約5割で推移しており、暴力団構成員等が取行する割合が高いことが分かる（図表2 - 12）。

平成19年上半期においては、

山口組傘下組織幹部(34)らが、雑居ビル内で賭博場を開設し、一般人を含む賭客に対してパカラ賭博をさせていた事例（北海道、1月検挙）

稲川会傘下組織幹部(46)が、町議会議員選挙への立候補を表明していた町議会議員に対し、産業廃棄物を不法投棄しているなどと因縁をつけ、現金を喝取した事例（青森、4月検挙）



住吉会傘下組織幹部(38)が、宅配便を利用して広域的に密売する目的で、自宅において所持していた覚せい剤約65グラムを発見、押収した事例（栃木・福岡、5月検挙）などの事例がある。

図表 2 - 10 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		H19
										(1~6月)	(1~6月)	
暴力団構成員等の総検挙人員(人)		32,985	32,511	31,054	30,917	30,824	30,550	29,325	29,626	28,417	14,391	13,061
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員(人)		13,695	13,653	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	4,997	4,420
割合		41.5%	42.0%	41.6%	39.1%	37.0%	33.2%	32.0%	35.3%	33.1%	34.7%	33.8%
覚せい剤		7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	3,432	3,021
恐喝		3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	1,235	1,045
賭博		1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685	276	274
ノミ行為等		1,577	1,256	736	494	371	240	322	193	161	54	80

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表 2 - 11 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員の検挙人員の推移

区分	年次	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		H19
										(1~6月)	(1~6月)	
暴力団構成員の総検挙人員(人)		10,615	10,584	10,189	9,893	9,907	10,110	9,180	8,725	8,471	4,258	3,853
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員(人)		3,871	3,986	3,884	3,572	3,439	3,385	3,054	3,083	2,749	1,467	1,269
割合		36.5%	37.7%	38.1%	36.1%	34.7%	33.5%	33.3%	35.3%	32.5%	34.5%	32.9%
覚せい剤		2,028	2,225	2,122	1,949	1,896	1,786	1,514	1,688	1,445	819	691
恐喝		1,368	1,367	1,488	1,398	1,325	1,462	1,358	1,232	1,197	598	496
賭博		238	188	131	118	117	72	90	97	66	30	52
ノミ行為等		237	206	143	107	101	65	92	66	41	20	30

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表 2 - 12 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員等の検挙人員と占める割合の推移

区分	年次	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		H19
										(1~6月)	(1~6月)	
伝統的資金獲得犯罪の合計		13,695	13,653	12,910	12,100	11,398	10,128	9,379	10,467	9,412	4,997	4,420
暴力団構成員等が占める割合		42.9%	43.6%	39.2%	39.4%	40.9%	40.3%	44.6%	48.2%	50.0%	52.2%	49.1%
覚せい剤		7,193	7,933	7,720	7,298	6,699	6,016	5,412	6,810	6,043	3,432	3,021
暴力団構成員等が占める割合		42.7%	43.5%	40.8%	40.8%	40.2%	41.3%	44.5%	51.4%	52.6%	55.0%	53.0%
恐喝		3,044	2,889	3,290	3,070	2,954	3,092	2,808	2,619	2,523	1,235	1,045
暴力団構成員等が占める割合		30.7%	30.9%	29.2%	30.1%	33.5%	36.2%	39.8%	40.7%	43.7%	43.3%	43.1%
賭博		1,881	1,575	1,164	1,238	1,374	780	837	845	685	276	274
暴力団構成員等が占める割合		55.8%	67.7%	61.1%	59.6%	71.3%	45.2%	58.9%	47.7%	49.7%	69.3%	35.5%
ノミ行為等		1,577	1,256	736	494	371	240	322	193	161	54	80
暴力団構成員等が占める割合		87.6%	90.2%	83.4%	88.8%	77.5%	78.2%	83.0%	83.5%	87.0%	76.1%	74.1%

注1：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

注2：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、伝統的資金源獲得犯罪（各罪種）の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

## イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団は、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じ、又は暴力団を利用する企業と結託するなどして、金融業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種の事業活動に進出し、暴力団の威力を背景としつつも一般の経済取引を装い、様々な犯罪を引き起こしている。また、許可、登録等の所要の手続を経ずに、これらの企業活動を自ら行う場合もみられる。

### (ア) 金融業

暴力団は、その資金獲得の手段として、無登録で貸金業を営み、高金利で貸し付ける方法を中心とした金融業を利用している状況がうかがわれる（図表2 - 13、14）。

具体的には、

山口組傘下組織幹部(44)らが、県知事の登録を受けないで、無登録で貸金業を営み、恒常的に法定外の金利で貸付を行っていた事例（大分、1月検挙）

などの事例がある。

図表2 - 13 貸金業規制法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									H18		H19
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17		(1~6月)	(1~6月)	
暴力団構成員等の検挙人員	56	56	41	64	52	130	129	72	96	30	62	
うち暴力団構成員の検挙人員	33	38	22	20	23	63	53	29	39	9	21	
暴力団構成員等が占める割合	44.4%	48.3%	36.0%	48.1%	38.5%	45.8%	42.7%	32.0%	36.4%	29.7%	39.5%	

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる貸金業規制法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

図表2 - 14 出資法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移

区分	年次									H18		H19
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17		(1~6月)	(1~6月)	
暴力団構成員等の検挙人員	60	80	57	76	68	258	160	90	93	37	49	
うち暴力団構成員の検挙人員	25	17	26	31	25	77	46	35	29	8	9	
暴力団構成員等が占める割合	24.5%	35.4%	29.2%	27.1%	25.3%	34.3%	24.4%	20.7%	22.6%	17.8%	24.1%	

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる出資法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

### (イ) 産業廃棄物処理業

産業廃棄物処理業に関しては、不法投棄を行うなど、処理費用を抑えるために廃棄物を不正に処理すれば多額の収益を上げることができることから、産業廃棄物処理業を営み、その資金獲得の手段としている状況がうかがわれる。

具体的には、

山口組傘下組織組長(51)らが、同人の敷地内で建築廃材約40キログラムをドラム缶の中で不法に焼却処分した事例（高知、2月検挙）  
 などの事例がある（**図表2 - 15**）。

**図表2 - 15 廃棄物処理法違反による暴力団構成員等の検挙人員の推移**

区分	年次									H18	H19
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	(1～6月)	(1～6月)	
暴力団構成員等の検挙人員	248	184	121	204	225	260	181	199	225	100	90
うち暴力団構成員の検挙人員	36	43	28	47	63	52	54	31	74	34	22
暴力団構成員等が占める割合(%)	9.0%	6.5%	4.6%	5.9%	5.6%	6.2%	3.9%	3.5%	3.3%	3.4%	2.3%

注：「暴力団構成員等が占める割合」の数値は、いわゆる廃棄物処理法違反の全体の検挙人員のうち暴力団構成員等が占める割合を示したものである。

### (ウ) 建設業

従来から、暴力団が関係企業を通じて建設業に進出し、暴力団の威力を用いて、公共工事の談合を差配したり、公共工事を受注したり、同業者を脅して下請け参入を強要したりして、恒常的に公共工事を資金源としていたところ、さらに、近年では、暴力団やその関係企業が、大規模な公共工事により多く参入するため、経営実態を偽るなどの虚偽申請を行う形態がみられる。

具体的には、

会社役員(57)らが、農林水産省北陸農政局発注の用水路工事の入札に際し、公正な価格を害し、かつ不正な利益を得る目的で、特定の建設業者を落札業者とし、他社は高い価格を入札する旨協定し、談合した事例（福井、5月検挙）

山口組傘下組織幹部(57)らが、同人が役員を務める建設会社の建設業許可申請にあたり、同人が執行猶予中であることから役員としての欠格事由に該当するにもかかわらず、申請書に虚偽記載をした事例（福岡、5月検挙）

などがある。

### (I) その他

暴力団は、これらの業種以外にも、

稲川会傘下組織組長(29)らが、共謀して、採捕禁止期間内に採捕したなまこを所持したとして、青森県海面漁業調整規則違反で検挙した事例（青森、1月検挙）

山口組傘下組織幹部(40)が、法定の除外事由がないのに、自らの会社で雇用している労働者を労働者派遣適用対象業務以外の土木建築現場で単純労働に従事させたとして、いわゆる労働派遣法違反で検挙した事例（高知、3月検挙）

沖縄旭琉会傘下組織幹部(37)らが、台湾の養鰻業者らと共謀し、輸出が禁じられているうなぎの稚魚を税関長の許可を得ることなく、不正に本邦から輸出する予備行為を行ったとして、関税法違反で検挙した事例（沖縄、4月検挙）

山口組傘下組織幹部(41)らが、インターネット上にホームページを開設し、わいせつDVDを販売するため、自宅内でわいせつDVDを大量に製造し、所持していたとして、わいせつ図画販売目的所持で検挙した事例（香川、5月検挙）

などのように、様々な分野に介入し、資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

## ウ 企業対象暴力及び行政対象暴力

平成19年上半期における暴力団構成員等、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロによる企業対象暴力及び行政対象暴力事犯の検挙件数は185件であった。

企業対象暴力に関しては、

山口組傘下組織幹部(54)らが、産業廃棄物収集運搬業の社長を呼びだし、産業廃棄物を不法投棄しているなどと因縁をつけ、現金を喝取した事例（兵庫、2月検挙）

山口組傘下組織幹部(48)らが、公共工事を受注した建設業者に対し、地元対策費名目のみかじめ料の交付等を要求したが断られたことから、同社社長を呼び出し、暴行を加えてみかじめ料の交付等を要求した事例（佐賀、4月検挙）

などのように、暴力団が公共工事や産業廃棄物に絡み、企業に不当な要求をするものがみられた。

また、暴力団以外の反社会的勢力である、総会屋等及び社会運動等標ぼうゴロの総検挙人員は130人、総検挙件数は93件であった。これらにおいては、

総会屋(60)が、大手鉄道会社に対し、同社発注の工事等の受注を要求し、応じなければ、同社の株主総会の議事進行を妨害するなどと威迫し、もって、株主の権利の行使に関し、威迫を用いて利益の供与を要求した事例（警視庁、6月検挙）

のように、近年、全体的に活動が弱まっているものの、依然として、根強く活動を続けている総会屋の検挙もみられた（**図表2-16**）。

また、行政対象暴力に関しては、

山口組傘下組織幹部(58)らが、除雪作業により自宅のブロック塀が損壊したと因縁をつけ、市役所職員らに対し、要求に応じなければ街宣車を回すなどと脅迫して、補償金名下に金員を喝取しようとした事例（新潟、3月検挙）

山口組傘下組織組員(41)が、県の駐車場に勤務する嘱託職員の言動に因縁をつけ、詫び料名下に金員を喝取しようとした事例（香川、5月検挙）

などのように、依然、地方公共団体を対象として、不当要求を行い、資金を獲得しようとしている状況がうかがわれる。

図表 2 - 16 会社法（旧商法）違反事件の検挙件数の推移

区分	年次										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18 (1～6月)	H19 (1～6月)	
利益受供与	2	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0
利益供与要求	1	2	0	2	3	1	2	3	3	3	2

注1：ここでいう会社法（旧商法）違反は、利益受供与、利益供与要求によるものである。

注2：検挙件数は、特定の期間における特定の会社を背景とした利益受供与等を1事件と計上している。例えば、一つの会社において、特定の期間における、数回にわたる、数人の者による利益受供与は、1事件と計上する。

## エ 金融・不良債権関連事犯

平成19年上半期における暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は17件で、平成12年以降減少傾向にある（図表 2 - 17）。

企業融資等に関する融資詐欺事件といった融資過程におけるものには、

山口組傘下組織幹部(57)が会社経営者と共謀し、関連会社が倒産寸前であるにもかかわらず、同社の運転資金に用いるかのように装い、金融機関に対し、偽造した確定申告書等を提出するなどして、同金融機関から事業資金融資名下に2,000万円を詐取した事例（神奈川、1月検挙）

山口組傘下組織関係者(50)が指南役となって、多重債務者らが、農業協同組合に対し、融資基準を満たしているように装い、住宅ローン融資名下に3,200万円を詐取した事例（山口、1月検挙）

住吉会傘下組織幹部(49)が、不動産会社の社員と共謀して、金融機関に対し、虚偽の課税証明書等を提出した上で、住宅購入資金借入名下に現金3,150万円を詐取した事例（千葉、5月検挙）

などのように、暴力団構成員と暴力団関係者などが共謀して多額の現金を詐取する事例が多く、資金に困った者が暴力団を悪用し、互いに利益を得るといった実態がみられる。

一方、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものには、

山口組傘下組織組長(62)らが、暴力団事務所として使用していた物件が競売にかかったことから、競売を妨害しようとして、現況調査中の執行官に対し、同物件を暴力団事務所として使用している旨を陳述するなどして、暴力団の威力等を示した事例（兵庫、2月検挙）

会社役員(45)らが、以前、役員に就任していた大阪証券取引所ヘラクレス上場会社の民事再生手続の開始決定後、統合型業務管理システムを購入する必要性がないのに、同人が代表取締役を務める別の会社に対し、同システムの購入代金支払名下に、現金6,300万円を振込入金させ、もって債権者の財産を債権者の不利益に処分した事例（警視庁、2月検挙）

などがあるところ、その全体に占める比率は長期的には低下傾向にあり、平成19年上半期には、全体の半分以下となった。

図表 2 - 17 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区分	年次										
	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18 (1~6月)	H19 (1~6月)	
融資過程	11	18	19	27	9	13	11	12	14	9	11
債権回収過程	74	84	98	74	63	63	43	38	21	10	6
合計	85	102	117	101	75	76	55	51	36	19	17

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成14年の合計には「その他の金融機関の役職員による犯罪」を3件、また、平成16年、平成17年及び平成18年の合計にはそれぞれ1件を含む。

## オ 詐欺

平成19年上半年期における暴力団構成員等による詐欺の検挙人員は766人で、前年同期に比べ106人減少している（図表 2 - 1）。具体的には、

山口組傘下組織組員(30)らが、故意に交通事故を作出して、同乗者が同交通事故により負傷した旨虚偽の申告をするなどして、保険会社から休業補償金等名下に約1,400万円を詐取した事例（北海道、2月検挙）

工藤會傘下組織幹部(34)が、覚せい剤代金や借金の支払に窮した者に対し、偽装交通事故を指示し、故意に交通事故を作出し、保険会社から保険金名下に約370万円を詐取した事例（福岡、2月検挙）

のように、保険会社を対象として保険金を詐取する形態や

山口組傘下組織幹部(44)らが、生活保護費受給名下に、市福祉事務所から約360万円を詐取するとともに、治療費等の支払いを不正に逃れ、財産上不法の利益を得た事例（大分、2月検挙）

山口組傘下組織組長(51)らが、配下組員が生活保護を継続受給できるように、別の配下組員に、暴力団を脱退したとする内容虚偽の除籍通知書を作成させ、同通知書に基づき生活保護費を詐取した事例（高知、3月検挙）

のように、行政機関を対象として、生活保護費を詐取する形態のほか、前述の融資名下の詐欺や

山口組傘下組織幹部(27)らが、暴力団組事務所として使用することを秘して、アパートの賃貸借契約書を締結し、賃借権を不正に取得した事例（長野、2月検挙）

住吉会傘下組織組員(57)らが、中国から偽造タクシー乗車券を郵便小包により輸入し、これを同組織組員らが換金して現金を詐取した事例（警視庁、6月検挙）

など、様々な詐欺事案に関与している実態がみられる。

## カ 窃盗及び強盗

平成19年上半年期における暴力団構成員等の窃盗犯の検挙人員は1,484人、強盗犯の検挙人員は272人で、前年同期に比べ、75人、49人それぞれ減少している（図表 2 - 1）。これら事犯は、暴力団構成員等に係る主要な罪種の一つであり、暴力団の資金源となっているものとみられる。

具体的には、

山口組傘下組織幹部(49)が、他の山口組傘下組織幹部らと共謀し、福井県内の会社経営者宅に侵入し、被害者を緊縛した上で暴行を加えて、金員を強取しようとした事例(福井、2月検挙)

稲川会傘下組織組長(43)が、コロンビア人グループと共謀して、同グループを組員と共に民家に押し入れさせ、現金や貴金属を強取させた事例(警視庁、4月検挙)

山口組傘下組織組員(37)らが、山中の残土置き場から解体業者所有に係る油圧式ショベルカーを窃取した事例(徳島、5月検挙)

などのように、暴力団が組織ぐるみで、また外国人グループ等組織外の者と連携しながら、窃盗、強盗を敢行している実態がみられる。

## キ 最近の暴力団等の資金獲得犯罪の特徴

最近の暴力団は、景気回復基調に乗じて、いわゆるバブル経済期によくみられたような不動産取引、証券取引の利用による犯罪を敢行している状況がみられる一方、バブル経済崩壊後に目立っていた金融・不良債権関連事犯の検挙件数は平成12年以降は減少傾向にあり、暴力団が、その時々々の社会経済情勢の変化に対応して、多額の資金を獲得できるポイントを巧みに探り当てながら資金獲得活動を行っている状況がうかがわれる。

いわゆるバブル経済期にみられたような不動産取引、証券取引の利用による犯罪の事例としては、

パチンコ関連情報提供会社元役員(56)らが、大阪証券取引所ヘラクレス上場企業の株価を不正に釣り上げる操縦をするなどして組織的に高値での売り抜けを図ろうとしたことから、証券取引法違反(相場操縦)で検挙した事例(大阪、3月検挙)

山口組傘下組織幹部(29)らが、不良債権化したマンションについて、架空の不動産売買により所有権を移転した上で、第三者に転売して利益を得た事例(愛知、5月検挙)

などがある。

その他の特徴としては、

稲川会傘下組織幹部(43)らが、在留韓国人と共謀して、日本人と偽造結婚することで長期在留資格を得ようとする来日韓国人に対し、日本人との偽装結婚を仲介していた事例(警視庁、2月検挙)

山口組傘下組織幹部(36)が、債務から逃れるために、虚偽の養子縁組をして、姓を変えるなどした事例(千葉、5月検挙)

山口組傘下組織組員(25)が、第三者に譲渡する目的で、不正に自己名義の口座を開設し、金融機関から預金通帳及びキャッシュカードを詐取した事例(千葉、5月検挙)

などのように、偽装結婚、虚偽の養子縁組や、借名口座の調達等いわゆる犯罪インフラを構築する犯罪を引き続き敢行していることが挙げられる。

## 4 暴力団対策法の施行状況等

### (1) 指定状況

6月15日、六代目山口組が兵庫県公安委員会により、稲川会、住吉会が東京都公安委員会により、それぞれ、指定暴力団として6回目の指定を受けた。また、6月21日には、四代目工藤會等3団体が、7月23日には、五代目会津小鉄会等4団体が、それぞれを所管する府県の公安委員会により、指定暴力団として第6回目の指定を受けた。

7月末現在、21の団体が指定暴力団として指定されている（**図表3 - 1**）。



図表3 - 1 指定暴力団の指定の状況

番号	名称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数	初回指定年月日	効力期限(指定回数)	代紋
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田 建市	1都1道2府41県	約20,300人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
2	稲川 会	東京都港区六本木7-8-4	稲川 角二	1都1道19県	約4,800人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
3	住吉 会	東京都港区赤坂6-4-21	西口 茂男	1都1道1府16県	約6,100人	平成4年6月23日	平成22年(6回)	
4	四代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区神岳1-1-12	野村 悟	5県	約770人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
5	三代目旭琉会	沖縄県那覇市首里石嶺町4-301-6	翁長 良宏	県内	約260人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
6	沖縄旭琉会	沖縄県那覇市辻2-6-19	富永 清	県内	約370人	平成4年6月26日	平成22年(6回)	
7	五代目 会津小鉄会	京都府京都市下京区東高瀬川筋上ノ口上る岩滝町176-1	圖越 利次	1道1府1県	約660人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
8	五代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	守屋 輯	県内	約330人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
9	六代目 合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	温井 完治	3県	約180人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
10	四代目 小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-1	平岡 喜榮	県内	約100人	平成4年7月27日	平成22年(6回)	
11	三代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	串田 芳明	2県	約140人	平成4年12月14日	平成19年(5回)	
12	道仁 会	福岡県久留米市通東町6-9	松尾誠次郎	5県	約910人	平成4年12月14日	平成19年(5回)	
13	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	細谷 國彦	県内	約70人	平成4年12月16日	平成19年(5回)	
14	双 愛 会	千葉県市原市潤井戸1343-8	申 明雨	2県	約320人	平成4年12月24日	平成19年(5回)	
15	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	渡邊 望	6県	約190人	平成5年3月4日	平成20年(5回)	
16	太 州 会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	県内	約170人	平成5年3月4日	平成20年(5回)	
17	七代目酒梅組	大阪府大阪市中央区西心斎橋2-7-15	金 在鶴	2府1県	約160人	平成5年5月26日	平成20年(5回)	
18	極 東 会	東京都豊島区西池袋1-29-5	曹 圭化	1都1道13県	約1,400人	平成5年7月21日	平成20年(5回)	
19	東 組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	岸田 清	府内	約170人	平成5年8月4日	平成20年(5回)	
20	松 葉 会	東京都台東区西浅草2-9-8	李 春星	1都1道8県	約1,300人	平成6年2月10日	平成21年(5回)	
21	三代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	和田万亀男	4県	約340人	平成12年2月10日	平成21年(3回)	

注: 1 本表の「勢力範囲」、「構成員数」は、それぞれの団体の最新の指定の基準日における数値を、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「代紋」は、平成19年7月23日現在のものを示している。

2 石川一家(平成5年2月18日佐賀県公安委員会指定)は、五代目山口組傘下組織となったため、平成7年10月16日に指定を取り消された。

3 二代目大日本平和会(平成6年4月7日兵庫県公安委員会指定)は、再度の指定が行われず、平成9年4月6日で指定の効力が失われた。

4 三代目山野会(平成10年12月21日熊本県公安委員会指定)は、団体の壊滅のため、平成13年11月8日に指定を取り消された。

5 極東桜井總家連合会(平成5年7月8日静岡県公安委員会指定)は、団体消滅のため、平成17年5月31日に指定を取り消された。

6 國粹会(平成6年5月13日東京都公安委員会指定)は、六代目山口組傘下組織となったため、平成17年10月31日に指定を取り消された。

7 中野会(平成11年7月1日大阪府公安委員会指定)は、団体解散のため、平成17年12月22日に指定を取り消された。

8 平成18年末における全暴力団構成員数(41,500人)に占める指定暴力団構成員数(39,100人)の比率は94.2%である。

## (2) 行政命令の発出状況

### ア 中止命令

暴力団対策法施行後の中止命令の累計は29,416件に上っている。

平成19年上半期における中止命令の発出件数は1,315件で、前年同期に比べ5件増加している（**図表3-2**）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが868件（前年同期比15件増）と全体の66.0%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが299件（同6件増）と全体の22.7%を占めている（**図表3-3**）。

団体別では、山口組に対するものが626件と最も多く、全体の47.6%を占め、次いで稲川会208件、住吉会187件の順となっている（**図表3-3**）。

中止命令を発出した事例をみると、

道仁会傘下組織組員(29)が、知人からの融資依頼に対して、7日間で元金の10%を利息として融資した後、知人の妻からの電話連絡に応じず、2回目の利息を返済できなかったところ、翌日、連絡をしなかったと因縁をつけて利息を釣り上げ、さらに「金を払わんなら、うちの組の者がお前らに追い込みをかけるぞ。」等と返済を迫った事例（福岡、3月）。

山口組傘下組織組員(51)が、建設会社に対し、「鳶と土工の話はどうなっとるんや。土工だけでもええからさせろ。土工だけでええんや。分かったな。」等と告げて、再三にわたり不当に下請参入を要求した事例（兵庫、5月）

のように、暴力団が資金獲得のために、民事介入暴力や建設会社等企业に対する不当要求を行っている実態がみられる。

また、暴力団は、その勢力維持・拡大のため、粗暴かつ悪質な加入強要や脱退妨害、組織の誇示を行っている実態がみられる。具体的には、

住吉会傘下組織幹部(24)が、少年(18)に対し、「俺の紹介するところで、ちゃんと仕事しろよ。やりたくなかったら死ぬか、それともヤクザやれよ。」等と告げて、暴力団に加入することを強要した事例（埼玉、1月）

山口組傘下組織組長(52)が、暴力団を脱退することを伝えた配下組員(31)に対し、「今更、何言ってんのよ。ヤクザやめたら、札幌で仕事できなくなるんだぞ。お前、ぶつつぶすくらい簡単なんだぞ。」等と威迫して、暴力団から脱退することを妨害した事例（北海道、3月）

稲川会傘下組織は、事務所の外周に付近住民等が見通すことができる状態で、稲川会の代紋、看板を掲示するなどして、付近の住民等に不安を覚えさせていた事例（警視庁、6月）

などがある。

警察では、暴力団対策法に基づく中止命令を的確に発出して、こうした行為を規制している。

図表 3 - 2 行政命令の発出件数の推移

区分	年次	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18		H19
										(1~6月)		(1~6月)
中止命令		1,900	2,275	2,185	2,238	2,599	2,609	2,717	2,668	2,488	1,310	1,315
再発防止命令		43	25	95	96	141	114	161	112	128	56	64
事務所使用制限命令		0	5	0	8	0	6	0	1(1)	0	0	0

注：( )内は事務所使用制限に係る仮命令を発出したが、事務所を撤去したことに伴い、撤回した仮命令の件数を外数で示している。

## イ 再発防止命令

暴力団対策法施行後の再発防止命令の累計は1,194件に上っている。

平成19年上半期における再発防止命令の発出件数は64件で、前年同期に比べ8件増加している（図表3-2）。

形態別では、資金獲得活動である暴力的要求行為（9条）に対するものが46件（前年同期比7件増）と全体の71.9%を、加入強要、脱退妨害（16条）に対するものが16件（同3件増）と全体の25.0%を占めている（図表3-3）。

団体別では、山口組に対するものが22件と最も多く、全体の34.4%を占め、次いで稲川会19件、住吉会9件の順となっている（図表3-3）。

再発防止命令を発出した事例をみると、

山口組傘下組織組長(70)らが、弁当店等に対し、同組織の威力を示して、みかじめ料等を要求したことなどから、1年間、配下の組員に営業を営むものに対するみかじめ料等の要求を行うことを命ずる等してはならない旨を命じた事例（大阪、2月）。

双愛会傘下組織幹部(32)らが、公共工事を請け負っていた建設会社に対し、「地元の者だ。挨拶が無いじゃないか。工事の説明をしろ。近隣に迷惑をかけてるじゃないか。地元対策費みたいなものがあるだろう。迷惑料をよこせ。」と告げて、建設会社に対し、同組織の威力を示して縄張り内で営業を営む代償として金品を要求したことなどから、1年間、営業を営む者に対し、金品等の要求をしてはならない旨を命じた事例（神奈川、5月）。

などのように、依然として暴力団が縄張り内の様々な業態の店舗等に対して、繰り返し、みかじめ料等を要求し、これらが暴力団の重要な資金源となっている状況がうかがわれる。

警察では、反復して同種の暴力的要求行為等が行われるおそれが認められる場合には、再発防止命令を発出して、こうした行為を規制している。

## ウ 事務所使用制限命令

平成19年上半期における事務所使用制限命令の発出はなかった（図表3-2）。

### (3) 命令違反事件の検挙状況

平成19年上半期における命令違反事件の検挙件数は9件（前年比3件増）である。

警察では、

稲川会傘下組織組長(58)らが、飲食店経営者等に対し同組織の威力を示して、みかじめ料等を要求したことなどから、1年間、同組長らに対し、営業を営むものに対するみかじめ料等の要求等してはならない旨を命じた再発防止命令が発出されたが、その後、再び同組長らが、みかじめ料を要求したことから、同組長らを再発防止命令違反として検挙した事例（静岡、2月検挙）。

双愛会傘下組織組長(64)が、親交者に対して、飲食店経営者等に対し同組織の威力を示して日常業務に用いるお茶の葉等を購入させることを要求させたことなどから、1年間、かかる準暴力的要求行為をすることを要求等してはならない旨を命じた再発防止命令が発出されたが、その後、再び同組長が親交者に対し、同様の準暴力的要求行為をすることを要求したため、同組長を再発防止命令違反として検挙した事例（千葉、4月検挙）。

などのように、再発防止命令に従わず、その後もみかじめ料等を要求する暴力団に対して、厳正な取締りを行うことにより、暴力団対策法による抑止効果を高めるよう努めている。

なお、準暴力的要求行為（指定暴力団員が、暴力団員以外の者に対し、当該指定暴力団等の名をかたらせるなどして暴力的要求行為をすることを要求する行為）の再発防止命令違反事件の検挙は、暴力団対策法施行後、初めてである。

図表3 - 3 平成19年上半期における中止命令等適用状況

形態別		区分	中止命令 (件)	再発防止 命令(件)
形 態 別	9条	人の弱みに付け込む金品等要求行為	1	0
		不当贈与要求行為	368	15
		不当下請等要求行為	27	0
		みかじめ料等要求行為	128	9
		用心棒料等要求行為	253	22
		高利債権取立行為	20	0
		不当債権取立行為	9	0
		不当債務免除要求行為	37	0
		不当貸付等要求行為	10	0
		不当信用取引要求行為	0	0
		不当自己株式買取等要求行為	0	0
		不当地上げ行為	0	0
		競売等妨害行為	0	0
		不当示談介入行為	1	0
	因縁をつけての金品等要求行為	14	0	
	小計	868	46	
	10条1項	暴力的要求行為の要求等	-	0
	10条2項	暴力的要求行為の現場立会援助行為	125	-
	小計	125	0	
	12条の2	指定暴力団等の業務に関し行われる暴力的要求行為	-	1
	12条の3	準暴力的要求行為の要求等	-	0
	12条の5	準暴力的要求行為の禁止	2	1
	16条1項	少年に対する加入強要・脱退妨害	33	8
	16条2項	威迫による加入強要・脱退妨害	245	8
	16条3項	密接関係者に対する加入強要・脱退妨害	21	0
	小計	299	16	
	17条	配下組員等に対する加入の強要の命令等	-	0
	20条	指詰めの強要等	12	0
	24条	少年に対する入れ墨の強要等	2	0
29条	事務所における禁止行為	7	-	
合計		1,315	64	

団体別		区分	中止命令 (件)	再発防止 命令(件)
団 体 別	六代目山口組		626	22
	稲川会		208	19
	住吉会		187	9
	四代目工藤會		11	1
	三代目旭琉会		2	0
	沖縄旭琉会		7	0
	五代目会津小鉄会		2	0
	五代目共政会		7	0
	六代目合田一家		5	0
	四代目小桜一家		0	0
	三代目浅野組		0	0
	道仁会		36	5
	二代目親和会		0	0
	双愛会		28	5
	三代目俠道会		0	0
	太州会		14	0
	七代目酒梅組		1	0
	極東会		13	0
	東組		12	0
	松葉会		28	2
二代目福博会		7	0	
指定暴力団構成員以外		121	1	
合計		1,315	64	

## 5 暴力団排除活動の現状

### (1) 行政対象暴力対策の推進

#### ア 行政対象暴力対策の現状

警察では、暴力団等による行政対象暴力に関し、暴力団の資金源の封圧及び行政の健全性、公正性確保の観点から、実態把握の徹底、行政機関との連携強化、取締り強化を柱とする諸対策を推進しているところである。

地方公共団体においては、

山口組傘下組織組員(41)が、県の駐車場に勤務する嘱託職員の言動に因縁をつけ、詫び料名下に金員を喝取しようとしたが、県職員等がコンプライアンス要綱に基づき適切に対応し、早期に警察への届出を行った結果、恐喝未遂で検挙された事例(香川、5月)

のように、行政対象暴力に対する行政機関の適切な対応が浸透してきている。また、

大阪府下の自治体は、コンプライアンス要綱等の制定と併せて、自治体、地元警察署、大阪府暴力追放推進センター及び弁護士会が行政対象暴力対策に関して緊密な連携を図れるよう協議会を設置(大阪、5月末現在、44自治体中40自治体で協議会を設立)

するなど、自治体ごとに地元警察署と協議会を設置し、意見交換等を行うなどの連携強化が推進されている例もある。

#### イ 行政対象暴力対策の一層の推進

そうした中で、警察庁は、4月20日付で都道府県警察に緊急通達を発出し、暴力団排除活動に関わる行政・企業関係者の不安感払拭のため連携強化と保護対策の一層の充実等の対策を指示した。

これを受けた都道府県警察では、行政機関との緊急行政対象暴力対策会議の開催や市長会、町村会への働きかけを行うなどの対策を講じている。

また、通達発出以降、5月末までの間、全国の地方自治体においては、緊急行政対象暴力対策会議を327回実施し、このような動きを受け、全国市長会では、6月6日、「あらゆる暴力行為の根絶に関する緊急決議」を採択した。

全国の地方公共団体においても、暴力団等の不当要求に対する組織的な対応を規定するいわゆるコンプライアンス条例・要綱等の制定が進められ、5月末現在で、全国の地方公共団体の97.5%において制定(平成18年12月末現在では95.6%)された。

また、7月11日に開催された行政対象暴力対策に関する関係省庁等連絡会議において、行政機関のトップ以下組織全体で対応することや、有事における民事・刑事両面からの法的対応等を盛り込んだ排除対策の推進に関して、関係省庁申合せ事項を改正し、不当要求への対応の強化を図ったほか、警察庁等が、都道府県や市、特別区の計852自治体の総務、福祉等を担当する部門を対象として行った不当要求に関するアンケートの結果が紹介され、不当要求に対して、行政機関と警察との一層の連携強化を求める意見があったことなどについて発表された。

このように、警察では、今後とも行政機関との連携を一層強化しつつ、行政対象暴力対策を推進していくこととしている。

## (2) 民事訴訟支援等の推進

警察では、各都道府県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）、弁護士会等と連携し、暴力団構成員等が行う違法・不当な行為の被害者等による当該暴力団への損害賠償請求訴訟や、暴力団組事務所の明渡し又は使用差止請求訴訟等について、必要な支援を行っている。

平成19年上半期において、暴力団を相手取って提起された民事訴訟事例としては、

平成13年、山口組傘下組織幹部が、料理店経営者から多額の現金を喝取したことについて、請求訴訟を提起した事例（和歌山、1月）

平成11年から14年にかけて、共政会会長が暴力団の威力を背景として、建設会社社長から多額の現金を喝取したことについて、不当利得返還請求訴訟を提起した事例（広島、2月）

などがあり、また、民事訴訟支援の結果、

平成15年、山口組傘下組織組員が暴力団の威力を背景として、女性から交通事故示談金名下に多額の現金を喝取したことから、18年、被害女性が当該組織の上部団体の暴力団組織組長に対し、使用者責任に基づき損害賠償請求訴訟を提起した件について、京都地方裁判所が、同組長に対する使用者責任を認定し、支払を命じた事例（京都、5月）

のように、第一審で勝訴した事例がある。

これらについて、警察は、弁護士会及び暴追センターと連携した必要な訴訟支援のほか、関係者に対する適切な保護対策を実施している。

## (3) 各種業からの暴力団排除

警察では、暴力団の資金源を遮断するため、資金獲得活動に対する取締りに加えて、国及び地方公共団体と連携して、貸金業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種業からの暴力団排除活動を強力に推進している。

各種業法違反の検挙により、暴力団や暴力団関係企業を排除した事例として、

山口組傘下組織の暴力団関係企業に対する建設業法違反（虚偽申請）を検挙し、同組織への資金提供等の事実が明らかになったことから、その事実を県に通報し、これを受けた県が同業者を指名除外6カ月にするとともに、同業者の業許可を取り消した事例（長崎、2月）

などがある。また、各種業法に定められた暴力団排除条項を効果的に活用して、暴力団や暴力団関係企業を排除した事例として、

住吉会傘下組織事務所等からの押収資料等により、同組織組長が貸金業者の事業活動を支配していた事実が明らかになったことから、その事実を県に通報し、これを受けた県が同業者の業許可を取り消した事例（福島、1月）

などがある。

#### (4) 公共事業からの暴力団排除

公共事業からの暴力団排除については、国発注の公共工事からの暴力団排除を一層推進していくため、犯罪対策閣僚会議の暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（旧「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」）における議論を踏まえ、3月、国土交通省地方整備局等発注工事について、請負者に対して暴力団構成員等から不当介入を受けた場合に警察への通報及び発注者への報告を義務付け、これを怠った場合にはペナルティーを科すという通報報告制度が導入され、都道府県警察では、4月までに各地方整備局等と合意書を締結した。今後、各省庁発注工事において、排除対象の明確化及び通報報告制度の導入を促進していく。

国発注の公共工事からの暴力団排除については、

建設業者を工藤會幹部に他社が落札受注した公共工事の妨害を依頼した威力業務妨害事件の共犯で逮捕し、自己が第三者に損害を与える目的で暴力団を利用した事実を明らかにして、福岡県及び九州地方整備局に通報した結果、同社を福岡県が4ヶ月の指名停止処分、九州地方整備局が12ヶ月の指名除外処分とした。さらに、同捜査の過程で判明した2建設業者が工藤會幹部と密接な交際をしている事実を明らかにし、北九州市、福岡県、九州地方整備局、福岡防衛施設局等に通報した結果、当該2業者を九州地方整備局を含めた県等5機関において6～12ヶ月の指名停止処分とした事例（福岡、1月）

のように、暴力団の維持、運営に協力していた建設業者を指名除外等により、国発注の公共工事から排除した事例がみられる。

一方、地方公共団体発注の公共工事からの暴力団排除についても、国と同様に

千葉県では、県警察からの働きかけにより、千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱を改正し、県発注の公共工事に関し、請負業者と交わす契約書に通報報告制度を明記した特約を添付し、契約書と一体を図ることで、通報を怠った場合は、契約違反としてペナルティを科し、特約の内容として下請業者へ同制度を拡大して導入した事例（千葉、3月）

愛知県では、県警察からの働きかけにより、排除措置対象の契約を建設工事から調達契約、公有財産の売払いまで拡大し、不当要求等に対する警察への報告届出義務を導入する合意書を県と締結した事例（愛知、3月）

など、各県の取組が進んでいる。

#### (5) 公共施設等からの暴力団排除

暴力団の勢力誇示及び資金獲得活動を防止し、施設利用客等の安全確保を図るため、警察では、

県内共済組合宿泊施設に対する暴力団排除条項整備を働きかけ、共済組合3施設において宿泊約款及び宴会・催事規約等への暴力団排除条項が整備され、警察との連携協力体制が強化された事例（奈良、3月）



市内大規模シティホテルでは、山口組、稲川会、双愛会の総長クラスの親睦会を定期的に開催していたが、警察等からの働きかけにより宿泊・利用拒否の排除通知を郵送し、ホテル施設利用から暴力団を排除した事例（神奈川、3月）

などのように、暴力団排除協議会の設立、利用約款等への暴力団排除条項盛り込みの働きかけ等を通じて、公共施設、旅館、ホテル等からの暴力団排除を推進している。

#### (6) 生活保護からの暴力団排除

平成18年3月、厚生労働省が生活保護の支給に関して、暴力団排除の基本方針を打ち出し、各都道府県警察と福祉事務所等実施機関との連携強化がなされたことから、

監禁及び恐喝事件で逮捕した山口組傘下組織幹部の取調べの過程において、生活保護受給の事実を明らかにし、受給事実を市福祉事務所に通報した結果、同人の生活保護支給廃止が決定された事例（京都、2月）

などのように、排除事例が大幅に増加するなど、生活保護実施機関と警察との連携により、全国的に生活保護からの暴力団排除が進んでいる。

#### (7) 独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅からの暴力団排除

独立行政法人都市再生機構（UR都市再生機構）の賃貸住宅から暴力団を排除するため、同機構では、賃貸契約書に暴力団排除条項を規定、暴力団構成員の入居事実が判明した場合には、賃貸契約を解除することとした（平成19年1月の契約分から適用）。

この取組により、

UR都市再生機構が管理する賃貸住宅が、暴力団事務所として使用されている事実を把握し、同機構と情報交換等の結果、道仁会傘下組織事務所、山口組傘下組織事務所等4ヶ所の暴力団事務所を強制執行等により退去させ、同機構が管理する賃貸住宅から排除した事例（福岡、1月から3月）

など同機構が管理する賃貸住宅からの暴力団排除が進んでいる。

警察では、協議会設置等暴力団排除に向けた必要な支援、指導を行うなど同機構との連携を強化し、暴力団排除を推進している。

#### (8) 高速道路事業からの暴力団排除

高速道路事業及びその他の関連事業に対する不当要求行為等を排除するため、高速道路株式会社（東日本、中日本）の各支社ごとに不当要求防止対策協議会の設置が推進されている。

6月末までに東日本高速道路株式会社の4支社中全支社で、中日本高速道路株式会社の4支社中全支社で各支社及び維持・管理業者、サービスエリア事業者等で構成される協議会が設立され、関係都道府県警察等との連携が推進されている。

## (9) 証券取引からの暴力団排除

最近、新興市場における新規株式公開や上場市場におけるエクイティ・ファイナンス等により、暴力団等の反社会的勢力が証券市場に介入し、資金獲得を図っている状況がうかがわれる。

このような状況を踏まえ、警察では、証券市場の健全化を確保し、一般投資家を保護するとともに、暴力団等の資金源を遮断するために、警察庁や都道府県警察において、証券取引所、日本証券業協会、財務局等の関係機関と連絡協議会の設置や研修会を開催するなどして、関係機関との連携を図り、各種施策や取締りを推進している。

## (10) 新たな分野における暴力団排除

### ア 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針の策定

今日、多くの企業が、企業倫理として、暴力団を始めとする反社会的勢力と一切の関係をもたないことを掲げ、様々な取組を進めているところであるが、暴力団の不透明化や資金獲得活動の巧妙化を踏まえると、暴力団排除意識の高い企業であったとしても、暴力団関係企業等と知らずに結果的に経済取引を行ってしまう可能性があり、反社会的勢力との関係遮断のための取組をより一層推進する必要がある。言うまでもなく、反社会的勢力を社会から排除していくことは、企業にとっても、社会的責任の観点から必要かつ重要なことであり、さらには、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請である。

このような認識の下、暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム（旧「暴力団資金源等総合対策ワーキングチーム」）における検討を経て、企業が反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応についてまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」が、6月、第3回犯罪対策閣僚会議幹事会において申し合わされた。関係府省においては、今後、本指針の実効が上がるよう、普及啓発に努めていくこととなった。

### イ 公営住宅における暴力団排除

4月に発生した東京都町田市の公営住宅における暴力団組員けん銃発砲立て籠もり事件を契機として、全国的に、公営住宅における暴力団排除の気運が高まった。

広島県を始め、これまでの公営住宅における暴力団排除に当たっては、条例改正を含め地域を挙げでの対応が重要であったことから、各都道府県警察においては、地域の実情に応じ、住宅管理条例に暴力団排除条項を盛り込むよう積極的な働きかけを行うなど、公営住宅における暴力団排除を推進してきたが、本事件を契機として、国土交通省と協議を進めた結果、6月、同省住宅局長から各都道府県知事に対し、公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示す通知「公営住宅における暴力団排除について」が発出され、これまで以上に各都道府県警察と各事業主体との連携を強化して公営住宅における暴力団排除を強力に推進していくこととされた。